

仕 様 書

1. 契約件名 秋葉原庁舎における什器備品の入れ替え
2. 履行期限 平成28年12月14日（水）
3. 履行場所 東京都千代田区神田佐久間町1－9 4階・5階
4. 購入物品等 「納入物品一覧」のとおりとし、「レイアウト図面」のとおり配置を行うこと。
5. 廃棄作業 「既存什器配置図」に緑で記載されている既存の机・椅子等を搬出し、マニフЕСТトを取得・提出すること。なお、直行用廃棄マニフЕСТトD表の控えを履行期限内に提出すること。
6. 荷物移設作業 現状使用している机内の職員の荷物（1人段ボール4個程度）とOA機器類（PC、LANケーブル等）を一時的に同庁舎内に移設し、新規什器の搬入後に元のとおりに戻すこと。

7. 共通事項

（1）本契約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が発注者となり、履行場所への物品調達、廃棄、またそれにとまなう荷物の移設作業を目的として契約締結をするものである。

（2）受注者は、開札後、遅滞なく契約締結に係る必要書類等を受領し、担当者と納入等について打ち合わせを行うこと。

（3）本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実な履行をすること。

（4）「納入物品一覧」に記載された、品番、規格、性能、価格と同等以上の規格、性能を有する製品を選定し、かつ、東京都環境局の東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）を満たす製品を納入すること。

（5）東京都グリーン購入ガイドに定めのない品目の取り扱いについて。

①可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターマークロゴ」など第三者機関の認証を受けたもの、又はこれらと同等のものであること。

②グリーン購入適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」）を満たすものであること。

（6）同一品目については、メーカー（計上、寸法、色等）を統一すること。

（7）納品物については、新品とすること。

（8）受注者は、納品する物品が「納入物品一覧」に記載の品名・参考品又は形状・寸法等に記載されているもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札前に発注者に提出し承認を得ること。

(9) 受注者は荷物やＯＡ機器の移設を円滑に進めるために、発注者と打ち合わせの上、作業手順書及び職員向けマニュアルを作成すること。

8. 納品

- (1) 職員の荷物を収納する段ボール及びラベルは、11月30日（水）までに納品すること。
 - (2) 納品・組立・設置に要する費用は、受注者の負担とする。
 - (3) 新規什器の搬入及び既存什器の搬出作業に関しては平成28年12月10日（土）、11日（日）の日中にて作業を行うこと。
 - (4) 受注者は納品書および請求書を作成し提出すること。
 - (5) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）の規程にもとづき、次の事項を遵守すること。
 - ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ③低公害、低燃費な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提出または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (6) 納品時は、職員及び外来者の安全に十分注意すること。また既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。なお万一損害を与えた場合は受注者の負担により、原状に復旧すること。
 - (7) 梱包資材は、持ち帰ること。

9. その他

- (1) 仕様書の事項が守られない場合や不適切な履行等、発注者に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。
- (2) 本件仕様の際し、不明な点は担当者と協議すること。

10. 仕様についての問い合わせ先

〒101-0024 東京都千代田区神田佐久間町1-9

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総務課経理係 担当 清水

電話 03-3251-7886

【納入物品一覧】

番号	品名	仕様・規格	設置場所			数量	単位	参考メーカー及び型番	備 考
1	両袖机	* 本体寸法 W1600×D700×H720mm 天板: スチール・メラミン化粧板 本体: スチール・粉体塗装 中央引出し含む全ての引き出しにラッチ付、配線カバー付 オールロック錠	4階	北側	執務室内	3 台	10 台	ライオン事務器 LDV-M167DS-DD-WW コクヨ SD-ISN167CAASPAWNN	
			4階	南側	執務室内	3 台			
			5階	南側	執務室内	4 台			
2	事務椅子 (管理職用)	* 本体寸法 W640×D605(±15)×H1030(±15)mm ハイバック、サークルアーム付、布張り、 ロッキング角度位置固定可能 背/座クッションの交換が可能 座の前後スライドが可能 背/座の色: 青系	4階	北側	執務室内	3 脚	10 脚	ライオン事務器 No.3521F イトーキ KE-236GS	
			4階	南側	執務室内	3 脚			
			5階	南側	執務室内	4 脚			
3	平机	* 本体寸法 W1100×D700×H720mm 天板: スチール・メラミン化粧板 本体: スチール・粉体塗装 中央引き出しにラッチ付、配線カバー付	4階	北側	執務室内	19 台	116 台	ライオン事務器 LDV-M117FS-WW コクヨ SD-ISN117CLSPAOWN	
			4階	南側	執務室内	62 台			
			5階	南側	執務室内	35 台			
4	ワゴン	* 本体寸法 W398(±5)×D592(±10)×H625(±25)mm 本体: スチール・粉体塗装 全ての引き出しにラッチ付、オールロック錠 キャスター付	4階	北側	執務室内	19 台	116 台	ライオン事務器 LDV-043ASM-W コクヨ SD-IS46C3SAWN4	
			4階	南側	執務室内	62 台			
			5階	南側	執務室内	35 台			
5	事務椅子	* 本体寸法 W640×D605(±15)×H980(±15)mm ミドルバック、サークルアーム付、布張り ロッキング角度位置固定可能 背/座クッションの交換が可能 座の前後スライドが可能 背/座の色: 青系	4階	北側	執務室内	19 脚	116 脚	ライオン事務器 No.3511F イトーキ KE-246GS	
			4階	南側	執務室内	62 脚			
			5階	南側	執務室内	35 脚			
6	脇机	* 本体寸法 W400×D700×H720mm 天板: スチール・メラミン化粧板 本体: スチール・粉体塗装 全ての引き出しにラッチ付、オールロック錠	4階	北側	執務室内	7 台	43 台	ライオン事務器 LDV-M047E-D-WW コクヨ SD-ISN47ECASPAOWN	
			4階	南側	執務室内	17 台			
			5階	南側	執務室内	19 台			
7	プレジデントデスク (両袖付テーブル)	* 本体寸法 W1600×D750×H750mm 表面材及び心材はすべて多摩産材ヒノキを使用 表面部分は無節とし、小節は見えない裏面に使用すること 節の穴埋めは行わないこと 天然乾燥材を使用すること 幅接ぎ工法による材料を使用する(接ぎピッチは30mm とする) 表面部分の木目は反りを極力抑えるため柃目とする フィンガージョイント工法による一般的な集成材は使わない エッジは5Rとする ウレタンクリア塗装仕上げとする 納入後多摩産材認定書を発行すること 別紙製作図面を参考に製作すること	5階	南側	理事長室内	1 台	2 台		
			5階	南側	専務理事室内	1 台			
8	プレジデントチェア	* 本体寸法 W670(±25)×D760(±50)×H1200(±20)mm ハイバック、肘付、革張り、ブラック ロッキング固定可能 脚部: アルミダイキャスト	5階	南側	理事長室内	1 脚	2 脚	ライオン事務器 No.545L コクヨ CR-G677F6L4B6	
			5階	南側	専務理事室内	1 脚			
9	ダンボール	高さ120cm×幅430cm×奥行370cm程度					600 枚		
10	ラベル	ラベル添付用 3色					1200 枚		

別 紙

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。